

### 内部統制報告制度と内部監査

矢島 格

内部統制報告制度では、企業側が作成した内部統制報告書を対象にした監査すなわち内部統制監査を、監査人（監査法人等）が実施することになっている。そして、この内部統制監査においては、企業側の内部監査部門が行なった業務結果の利用が想定されており、内部統制実施基準では、「監査人は、内部統制の基本的要素であるモニタリングの一部をなす企業の内部監査の状況を評価した上で、内部監査の業務を利用する範囲及び程度を決定しなければならない」と述べられている。

このような内部監査を利用できる前提は、従来からの財務諸表監査では必ずしもとられていなかったもので、内部統制報告制度への取組みがなされていくなかで、内部監査部門がより一層整備・拡充がなされていくという期待が、背景にあると考えられている。この期待どおりに内部監査部門の充実化が図られ、内部統制監査の実施にあたり、内部監査部門が行なった業務結果を利用する範囲が広がっていけば、これに対応して、内部統制監査の負荷・コストは低減していくことになる。それだけでなく、内部監査部門の充実化はモニタリング機能の向上につながるから、内部統制の不備も少なくなっていくだろう。つまり、内部監査部門の充実化は、内部統制報告制度の取組みの効率化および強化に資するのである。

具体例として、業務プロセスの運用状況評価（企業内で定められた手続・規則等が実際に定められたとおりに遵守されているかを判断する評価）の作業のなかで、最も手間がかかるとされるサンプリング方法による証拠の入手作業の場合を取り上げる。この作業は無作為抽出による一種の抜取検査であり、統計的な観点から一定の信頼度を得るため、統制上の要点（虚偽記載リスク低減のために中心的な役割を果たす内部統制）ごとに少なくとも 25 件のサンプル検査が必要とされている。この作業を、内部統制報告制度の取組みとして企業側で行なったうえに、さらに内部統制監査として監査人が行なうことになる場合に比べれば、企業側で行なった作業結果の一部でも内部統制監査で利用してもらうことによる負担の軽減効果は、心理面も含めて大きいことは明白であろう。

けれども、監査法人等の監査責任者を対象にして日本公認会計士協会が行なったアンケート調査によると、初年度（21 年 3 月期決算）の内部統制監査実施の際、内部監査の業務を利用しなかった割合は 38% 近くにのぼっており、内部監査業務の利用は、まだ広がりが足りないような状況を示している（日本公認会計士協会（2009）参照）。

内部統制実施基準等では、監査人が内部監査の業務を利用するための要件として、内部監査部門が適切な専門的能力を備え、評価対象から独立し客観性を保っていること、さらには、評価作業の品質が適切であることが明示されている。内部監査部門をこれらの要件を満たす水準まで整備・拡充していくことが、内部統制報告制度が想定している考えを具現化する意味でも求められているのである。

【参考文献】日本公認会計士協会（2009）「平成 21 年 3 月期の内部統制監査に関するアンケート調査結果【概要】」『第 1 回内部統制報告制度ラウンドテーブル報告要旨集』

八田進二・町田祥弘（2007）『内部統制基準を考える』同文館出版